

陸上自衛隊関東補給処調達会計部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です（詳細は下記にお問い合わせください）。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名（品 名）	納入(履行)場所	納 期 (履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争 参加資格	備 考
3 4	直流標準電圧発生器の修理	関東補給処 誘導武器部	令和 9 年 1 月 2 9 日	令和 8 年 7 月 2 9 日	令和 8 年 8 月 3 1 日 1 2 時 0 0 分	令和 8 年 8 月 3 1 日 1 3 時 0 5 分	なし	総品目総額

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒300-0387
住 所：茨城県土浦市右廻 2 4 1 0
契約機関名（担当）：陸上自衛隊 関東補給処 調達会計部 契約課 契約班 西澤
電 話 番 号（内線）：0 2 9－8 4 2－1 2 1 1（内線 2 2 3 5）
F A X 番 号：0 2 9－8 4 2－1 5 1 1
- 5 代金の支払は、すべて後払いです。
適法な請求書を提出・受理後、約 1 か月後に銀行振込にてお支払いいたします。



見 積 依 頼 書

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
6PQL1H000310		6PQG1AU0041 0001				EGM-Z700014F		
品名 または 件名								
直流標準電圧発生器の修理								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	EA					1	7	H1
納地または工事場所				引 渡 場 所				
関東処				誘 武 部 技 術 課 校 正 場				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
誘 武 部 技 術 課 校 正 場				令和9年1月29日 (金)				

2 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」、「標準契約書」については、霞ヶ浦駐屯地関東補給処ホームページに掲載（掲載）する。

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：

提出日時場所：令和8年8月31日（月）12時00分

4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

5 注意事項

- 「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ、見積書をご提出ください。
- 見積書の日付は、貴社見積書を作成した年月日としてください。

6 問い合わせ先

〒300-0837

茨城県土浦市右廻2410

陸上自衛隊 関東補給処 調達会計部 契約課

TEL 029-842-1211 内 線 2235

FAX 029-842-1511 担当者 西澤

仕様書に関する問い合わせ先

関東補給処 誘導武器部 竹内

(電話029-842-1211 内線 4112)

調達要求番号： 6 PQG1AU0041

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
各器材等外注整備		EGM-Z700014F	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	平成26年 5月21日
		変 更	令和 7年 3月12日
		作成部隊等名	関東補給処 誘導武器部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊関東補給処において実施する各器材等（誘導武器器材、その他の教育訓練器材及び工具・機器類を含む。）の外注整備（以下、“整備”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 種類

種類は、表1によるものとし、調達要領指定書で指定する。

表1－種類

番号	対象区分
1	誘導武器器材
2	教育訓練器材
3	工具・機器類
4	その他

1.4 引用文書等

1.4.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応
共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

1.4.2 関連文書

a) 規格

MIL-M-43719

MARKING MATERIALS AND MARKERS, ADHESIVE, ELASTOMERIC, PIGMENTED;

b) 法令等

計量法（平成4年法律第51号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）

特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）

1.5 附属書

附属書A 整備品の表示

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1による。

2.2 IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.3 整備対象品目など

整備対象品目など（以下，“整備品”という。）は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.5 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.6 整備作業

整備作業は、表2～表7に示す整備作業工程表によるものとし、その適用区分、工程の適用外及びその他の必要事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.7 修理基準

修理基準は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.5による。

2.8 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方の営業所等とする。

2.9 使用器材・機器

整備に使用する器材及び機器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備する。

2.10 部品・副資材

部品及び副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 部品及び副資材は、契約の相手方が準備するほか、GLT-CG-Z500002の2.9による。
- b) 整備において発生した部品などの返納（以下，“返納品”という。）は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9.7による。
- c) 返納場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、陸上自衛隊関東補給処誘導武器部（住所：茨城県土浦市右廻2410）とする。
- d) 返納品以外の部品及び副資材は、契約の相手方で処分する。

2.11 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.10による。

2.12 給油脂など

給油脂などは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.11による。

2.13 外観・機能・性能

2.13.1 外観

外観は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.12.1による。

2.13.2 機能・性能

機能及び性能は、2.7に示す修理基準に適合しなければならない。

2.14 整備品の表示

整備品の表示は、次による。

- a) 整備品の表示は、GLT-CG-Z500002の2.13及び附属書Aによるほか、必要によって調達要領指定書で指定する。
- b) 整備品に表示されている標識などは、元の状態に復する。

2.15 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項は、GLT-CG-Z500002の2.14による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、GLT-CG-Z500002の3.1によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者の社内基準及び規格による。ただし、2.13.2の機能及び性能を満足しなければならない。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件はGLT-CG-Z500002の箇条4による。ただし、包装及び包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.1による。

5.2 承認用図面等

承認用図面等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.2による。

5.3 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表8による。

表 8－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期
1	工程表	a)	b)	c)
2	作業員名簿			
3	作業記録表			
4	試験成績書			
5	校正証明書（校正結果報告書 ^{d)} ）			
6	官給申請書			
7	無償貸付申請書			
8	受領書			
9	返品書・材料使用明細書			
10	官図借用申請書			
11	部品検査成績書			
12	整備診断明細書（整備明細仕様書）			
13	標準外（追加）作業（費）見積書			
注 ^{a)} 部数は、調達要領指定書によって指定する。				
注 ^{b)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。				
注 ^{c)} 提出時期は、調達要領指定書によって指定する。				
注 ^{d)} 校正結果報告書は、校正不能の場合に限り、提出する。				

5.4 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.4.1による。

6 秘密保全など

6.1 秘密保全

秘密保全は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の6.1b), c) 及び d) による。

6.2 官側の施設などへの立入

官側の施設などへの立入は、GLT-CG-Z500002の6.2による。

6.3 整備品の引渡しに関する事項

整備品の引渡しに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

6.4 官側の資料使用に関する注意

官側の資料使用に関する注意は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の6.4による。

6.5 特定化学物質

契約の相手方は、部品等に特定化学物質（ポリ塩化ビフェニル（以下、“PCB”という。）、ポリ

塩化ナフタレン（以下，“PCN”という。）及びヘキサクロロベンゼン（以下，“HCB”という。）を使用してはならない。

7 その他

7.1 輸送

輸送は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が担任する。

7.2 保管の責任

保管の責任は、GLT-CG-Z500002の7.2による。

7.3 官側の支援

官側の支援は、GLT-CG-Z500002の7.3による。

7.4 支援の要請

支援の要請は、GLT-CG-Z500002の7.4による。

7.5 技術資料

技術資料は、GLT-CG-Z500002の7.5による。

7.6 携行工具及び附属品などの確認

携行工具及び附属品などの確認は、GLT-CG-Z500002の7.7による。

7.7 諸法規との関連

諸法規との関連は、GLT-CG-Z500002の7.8による。

7.8 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z500002の7.9による。

7.9 文書などの誤認

文書などの誤認は、GLT-CG-Z500002の7.10による。

7.10 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表 2－整備作業工程表（標準（又は確定）作業方式）

番号	工程	作業内容
1	入場点検 ^{a)}	a) 入場した整備品について、外観の目視点検及び整備品の構成品の欠品の有無について点検する。 b) 5.1 によって貸付品等が発生した場合は、構成品及び附属品の数量などを点検、確認する。
2	点検	2.7 に基づき性能試験などを実施し、調達要領指定書に示された不具合箇所又は不具合内容を点検し、整備及び交換部品を判定する。
3	分解・洗浄	工程作業上、必要な範囲を分解するとともに、必要な範囲を洗浄し、付着しているゴミ及び油脂類を除去、清掃する。
4	整備	調達要領指定書によって指定された整備内容に基づき、整備（修理及び校正 ^{b)} を含む。）、交換並びに補充などを行う。
5	組立・調整	a) 分解した範囲において、2.13.2 に基づき組立及び調整（給油脂を含む。）を行う。 b) 給油脂は、2.12.による。
6	試験	3.1 による。
7	塗装	2.11 による。
8	完成検査	3.2 による。
9	整備品の表示	2.14 による。
10	包装	箇条 4 による。
注 ^{a)} 入場点検の結果、対象品目の故障などが確認された場合は、以降の作業継続の可否及び作業内容などについて契約担当官等の指示を受ける。		
注 ^{b)} 校正証明書又は校正結果報告書（校正が不能であった場合）を作成する。		

表 3－整備作業工程表（標準・標準外（又は確定・追加）作業方式）

番号	工程	作業内容
1	入場点検	a) 入場した整備品について、外観の目視点検及び整備品の構成品の欠品の有無について点検する。 b) 5.1 によって貸付品等が発生した場合は、構成品及び附属品の数量などを点検，確認する。
2	機能点検 ^{a)}	a) 2.7に基づき，機能点検（計測及び診断 ^{a)} を含む。）などを行う。 b) 点検結果に基づき，整備（修理及び校正を含む。），交換並びに補充など（以下，“整備等”という。）の可否を判定する。 c) 判定結果で，標準外作業が必要と判断した場合は，標準外作業見積書を作成する。
3	分解・洗浄	工程作業上，必要な範囲を分解するとともに，必要な範囲を洗浄し，付着しているゴミ及び油脂類を除去，清掃する。
4	整備	2.7に基づき，次の整備を行う。 a) 調達要領指定書に基づき，指定された各整備品の整備等を行う。 b) 分解した各部品の，整備等を行う。 c) 工程2において交換が必要とされた部品（整備品を含む。）を交換する。 d) 校正した部品の，校正証明書又は校正結果報告書 ^{b)} を作成する。
5	組立・調整	a) 分解した範囲において，2.13.2に基づき組立及び調整（給油脂を含む。）を行う。 b) 給油脂は，2.12による。
6	試験	3.1による。
7	塗装	2.11による。
8	完成検査	3.2による。
9	整備品の表示	2.14による。
10	包装	箇条4による。
注 ^{a)} 機能点検及び計測の結果，交換などと判定された部品は，契約担当官等の指示を受けた後，標準外作業として交換などを行う。 注 ^{b)} 校正証明書又は校正結果報告書（校正が不能であった場合）を作成する。		

表 4－整備作業工程表（診断作業方式）

番号	工程	作業内容
1	入場点検	a) 入場した整備品について、外観の目視点検及び整備品の構成品の欠品の有無について点検する。 b) 5.1 によって貸付品等が発生した場合は、構成品及び附属品の数量などを点検、確認する。
2	分解・洗浄	工程作業上、必要な範囲を分解し、付着しているゴミ及び油脂類を除去し洗浄する。
3	機能点検	a) 2.7 に基づき、機能点検（計測を含む。）などを行う。 b) 機能点検に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。
4	診断	a) 工程 3 の結果に基づき、整備（修理及び校正を含む。）、交換並びに補充などの要否を判定する。 b) 分解した範囲において組立を行う。 c) 契約の相手方は、診断後に整備診断明細書を作成し、契約担当官等に提出するとともに、承認を受ける。
5	包装	箇条 4 による。

表 5－整備作業工程表（整備（又は修理）作業方式）

番号	工程	作業内容
1	入場点検 ^{a)}	a) 入場した整備品について、外観の目視点検及び整備品の構成品の欠品の有無について点検する。 b) 5.1によって貸付品等が発生した場合は、構成品及び附属品の数量などを点検、確認する。
2	不具合箇所等の確認	次の点検計測を実施し、整備明細仕様書^{b)}に示された不具合箇所又は不具合内容を確認する。 a) 当該整備品について目視点検を行い、整備（修理及び校正を含む。）、交換並びに補充など（以下、“整備等”という。）箇所及び内容を確認する。 b) 2.7に基づき、性能試験などを実施し、交換及び整備等部品を確認する。
3	分解・洗浄	工程作業上、必要な範囲を分解し、付着しているゴミ及び油脂類を除去し洗浄する。
4	整備	整備明細仕様書によって指定された整備内容に基づき、整備等 ^{c)} を行う。
5	組立・調整	a) 分解した範囲において、2.13.2に基づき組立及び調整（給油脂を含む。）を行う。 b) 給油脂は、2.12による。
6	試験	3.1による。
7	完成検査	3.2による。
8	整備品の表示	2.14による。
9	包装	箇条4による。
注^{a)} 入場点検の結果、対象品目の故障などが確認された場合は、以降の作業継続の可否及び作業内容などについて契約担当官等の指示を受ける。 注^{b)} 整備明細仕様書とは、別に行われた診断作業で提出された整備診断明細書の器材内容などについて官側が審査し、承認したものをいう。 注^{c)} 校正した部品の、校正証明書又は校正結果報告書（校正が不能であった場合）を作成する。		

表 6－整備作業工程表（整備（又は修理）診断作業方式）

区分	番号	工程	作業内容
診断作業	1	入場点検	a) 入場した整備品について、外観の目視点検及び整備品の構成品の欠品の有無について点検する。 b) 5.1 によって貸付品等が発生した場合は、構成品及び附属品の数量などを点検、確認する。
	2	分解・洗浄	工程作業上、必要な範囲を分解し、付着しているゴミ及び油脂類を除去し洗浄する。
	3	機能点検	a) 2.7 に基づき、目視及び測定機器などを使用した機能点検（計測を含む。）などを行う。 b) 機能点検に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。
	4	診断 ^{a)}	a) 工程 3 の結果に基づき、整備（修理及び校正を含む。）、交換並びに補充など（以下、“整備等” という。）の可否を判定する。 b) 契約の相手方は、診断後に整備診断明細書を作成し、契約担当官等に提出するとともに、承認を受ける。
整備作業	5	不具合箇所などの確認	次の点検計測を実施し、整備診断明細書に示された不具合箇所又は不具合内容を確認する。 a) 整備品について目視点検を行い、整備等箇所及び内容を確認する。 b) 2.7 に基づき機能試験などを実施し、整備等箇所などを確認する。
	6	整備	整備明細仕様書 ^{b)} に基づき、次の整備を行う。 a) 分解した各部品は、2.7 に基づき整備等を行う。 b) 校正 ^{c)} は、校正基準に合致しない場合は、合致するように修正する。 なお、校正不能の場合は、契約担当官等の指示を受ける。 c) 要交換と判定された部品（整備品を含む。）を交換する。
	7	組立・調整	a) 分解した範囲において、2.13.2 に基づき組立及び調整（給油脂を含む。）を行う。 b) 給油脂は、2.12 による。
	8	試験	3.1 による。
	9	塗装・防せい処置など	a) 入場点検並びに機能点検の結果に基づき、塗装及び防せい処置などを行う。 b) 2.11 による。
	10	完成検査	3.2 による。
	11	整備品の表示	2.14 による。
	12	包装	箇条 4 による。
注^{a)} 工程 4 に示す、診断の結果、対象品の故障などが確認された場合には、以降の作業継続の可否及び作業内容などについて、契約担当官等の指示を受ける。 注^{b)} 整備明細仕様書とは、機能点検後、契約の相手方が作成した整備診断明細書の器材内容などについて官側が審査し、承認したものをいう。 注^{c)} 校正証明書又は校正結果報告書（校正が不能であった場合）を作成する。			

表 7－整備作業工程表（据付役務）

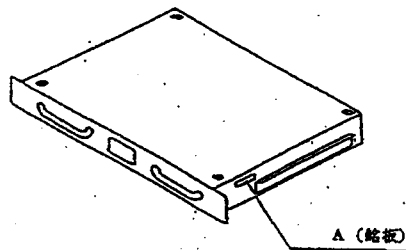
番号	工程	作業内容
1	事前点検など	設置作業前に据付機器類の外観目視点検（軽微な機能点検等含む。）を行う。
2	設置作業	a) 据付機器類の設置（調整を含む。）を行う。 b) その他契約に際し，別に指示する事項 ^{a)} を行う。
3	機能点検	設置作業終了後，据付機器類の機能点検（機能試験を含む。）を行う。
4	完成検査	3.2 による。
注記 作業内容，対象機器類，実施場所及び実施時期などの細部は，調達要領指定書によって指定する。		
注^{a)} 調達要領指定書によって指定する。		

**附属書 A
(規定)
整備品の表示**

A.1 表示場所

A.1.1 銘板による場合

銘板による場合は、図 A.1 による。



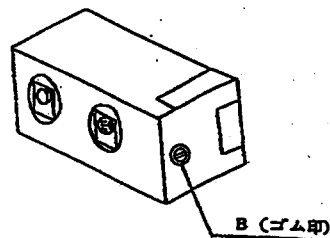
注記 1 上図 A の位置とする。細部は、契約担当官等の指示による。

注記 2 2 回目以降の整備品の表示の場合は、その右隣とする。

図 A.1—銘板による場合

A.1.2 小整備品

小整備品は、図 A.2 による。



注記 1 上図 B の位置にゴム印を捺印する。細部は、契約担当官等の指示による。

図 A.2—小整備品

調達要領指定書	調達要求書発簡番号			
	調 達 要 求 番 号	6PQG1AU0041		
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年7月22日		
	作 成 部 課	誘 導 武 器 部		
	作 成 年 月 日	令和8年7月10日		
品 名	直流標準電圧発生器の修理			
仕 様 書 番 号	EGM-Z700014F			
指定事項：				
1.3 種類				
種類は、番号↓の誘導武器器材とする。				
2.3 整備対象品目など				
品名	型式	数量	器材番号	備考
直流標準電圧発生器	732B	1	2380035	(株)フルーク社製
2.4 整備の種類				
整備の種類は、b) 修理とする。				
2.5 整備の作業方式				
整備の作業方式は、a) 標準（又は確定）作業方式とする。				
2.6 整備作業				
(1) 整備作業は、表2の番号1、番号3から番号5及び番号10とする。番号4の整備内容は、バッテリー交換のみとし、交換部品については、下表に示す。				
品名	部品番号	数量		
BATTERY, SECONDARY, LEAD-ACID, 12V, 7AH, 151×65×95mm	887042	1		
(2) 表2の番号5に以下の作業を追加する。				
c) 器材の校正を実施し、校正証明書又は校正結果報告書（校正が不合格であった場合）を作成する。校正基準は、下表による。				
試験項目	試験点（試験点数）	校正の不確かさ		
電圧値	10V（1点）	1ppm (95% Confidence Level)		
2.11 塗装・防せい処置				
塗装・防せい処置は、実施しない。				
2.12 給油脂など				
給油脂などは、実施しない。				
2.14 整備品の表示				
a) 整備品の表示は、実施しない。				
5.1 無償貸付品・官給品				
無償貸付品・官給品は、指定しない。				
5.2 承認図面等				
承認用図面等は、指定しない。				

5.3 提出書類

提出書類は、下表による。

番号	書類名	部数	提出先	提出時期
1	校正証明書（又は校正結果報告書），	1，	検査官等	校正終了後、速やかに，
2	受領書，	1，		整備品の引渡し時，
3	返品書，	1，		返品の都度，
4	納品書・（受領）検査調書，	1，		納品時，
注） 校正結果報告書は、校正不能の場合に限り提出する。				

5.4 添付書類

添付書類は、指定しない。

6.3 整備品の引渡しに関する事項

引渡し場所は、陸上自衛隊関東補給処誘導武器部技術課校正場（住所：茨城県土浦市右舩2410）とする。

見 積 書

通知番号	第C34号
------	-------

金額 ¥ (消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
直流標準電圧発生器の修理	仕様書のとおり	EA	1		
	以下余白				
				合 計	
納入（履行）場所	関東補給処 誘導武器部	納期（履行期限）		令和9年1月29日	
契約保証金	（免 除）	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先